

## 第4章 坂田土地区画整理事業

### のあゆみ

#### 「坂田百年の計」への挑戦

昭和四十年以降の坂田地区は日一日と激しい変貌を遂げ、まるで矢のような勢いで過ぎてきた。龍畑、供僧免、鰯原、一ノ沖田、五龍、前原、矢継、矢羽田、大別当、一の壺……いずれもいまは懐かしい小字の呼び名である。それぞれにその名の由来もあった。龍畑については、その昔、ここに龍泉寺という寺があり、それは十二世紀初めごろに作られたといわれ、寺域もかなりの広さをもつ由緒ある寺院であった。その龍泉寺の田畑が供僧免であり、一方、一の壺は奈良朝時代の律令制による条里制に基づいて最初は一ノ坪と呼ばれていた。二ノ坪、三ノ坪もあったが、いつの頃にか一ノ坪が一の壺に変わり、その呼称だけが残ったものであると伝えられている。

君津駅坂田口の駅前広場は下谷と呼ばれていたところで、その一帯は見渡すかぎり、のどかな田圃と畑の田園風景という風情であった。

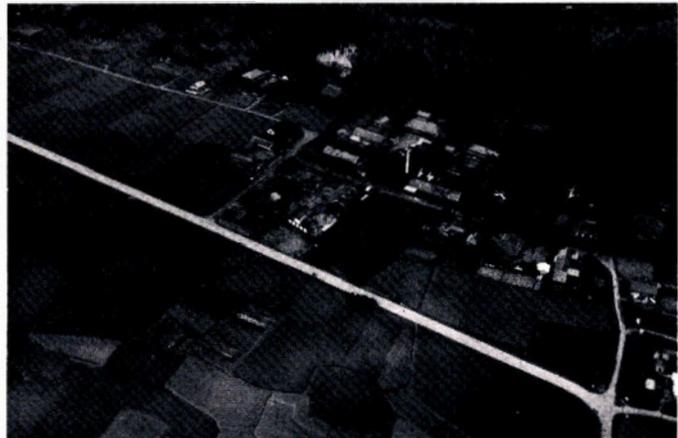
だが、この坂田地区のうち、区画整理地内は住居表示によって東坂田と西坂田に二分割され、町名を変えられた現在、そこにはその懐かしい小字の呼称はもうない。

新日本製鉄という日本最大級の企業が進出してから十余年、坂田地区の住民は新しい転入者で急増した。先祖代々、ここで生まれ育った人々の数はもはやその何分の一かにすぎず、したがって、小字の呼称の消滅、さらに土地言葉のそれなりの変化はやむを得ない時代の流れといわなければならないのかもしれない。

君津駅坂田側の商業地域にはわが国でも有数の大型店、イトーヨーカ堂が進出している。駅前右手には千葉銀行、千葉相互銀行の店舗。そのほかにも二、三の大型店の進出が予定されているが、この商業地域が名実ともにショッピングセンターを形成するまでには、まだまだ時間の経過を必要とするだろう。

駅前に立つと、北正面にホテル千成が見える。ホテル前十字路の大通りを南子安方面へ三〇〇メートルほど歩いた左手に「坂田土地区画整理組合」の理事長・坂井五郎は質素な建物のなかに彼の経営する会社と個人事務所を設けていた。大正十二年十一月生まれの五十八歳(昭和五十六年現在)。昭和四十四年十月一日、この「坂田土地区画整理組合」が設立され、理事長に選任されてから十二年、坂井五郎は他の役員の協力を得ながら、めまぐるしい日々を過ごしてきた。

坂井五郎は兄が昭和十八年に北支で戦病死したため家業の「明石醬油」を継ぐことになった。彼もまた太平洋戦争には学業なかばで出征し、幸いにも北部ルソンで餓死寸前、見習士官で終戦を迎えた。一年二カ月の抑留生活ののち昭和二十一年十一月名古屋に上陸復員し、翌二十二年の春、早稲田大学に復学したのであった。それから四年後の昭和二



土地区画整理以前の坂田(昭和31年9月)

十五年に卒業、彼はただちに家業の醤油醸造業に従事し、地域の発展に尽してきたのであった。そこへ起こったのが新日本製鉄の進出。まさに前代未聞の時代の変革に遭遇し、彼は推されてこの土地区画整理事業という難問題に参画したのであった。

彼ばかりでない。戦中戦後の日本の変転は坂田地区の人々に多大な影響をもたらしたものである。いったい誰が市街化のための区画整理事業がこの農漁村のどかな地に施行されることを予想し得たであろうか。

ともあれ「坂田土地区画整理組合」の設立当時の地権者たち一六六名は手慣れぬこの大事業に必死でとり組んだ。整理区域は総面積約六〇ヘクタール。先祖伝来の田畑であった。それは愛着と感傷を乗り越えて、すべてを坂田の将来図にかけてのスタートだった。議論が紛糾すると西に東にと奔走し、独特の説得工作を続けては、組合員みんなから頼りにされていた副理事長の坂井俊雄。少し酒が入るとよく「黒部の太陽」を引き合いに出しては開拓者たちの生きざまを語り興奮していた。「黒部の太陽」は周知のとおり、ダム建設をテーマにしたストーリーで、当時、映画化もされた。彼はそのスクリーンに展開する感動的な場面に酔い、あたかも自分がいま当面している土地区画整理事業推進に適応させるかのように、それを心のはずみとしていたものである。しかし、彼はあまりにも活動しすぎたのか、惜しくも昭和五十四年中秋の十月三十一日、業なかばにして忽然と他界してしまった。五十二歳の男ざかりであった。

君津町（当時）当局の強い要請で始まったこの「坂田土地区画整理組合」の大事業は、二転、三転、そして四転と計画が変更された。組合員はみんながみんなズブの素人だった。町当局の適切なアドバイスを受けながらも、その計画ははっきりいって手さぐりの



副理事長 故坂井俊雄



理事長 坂井五郎

構想だった。計画が変更されるたびに一六六名の組合員の中には混乱し、あるいは挫折感を抱く者もあった。しかし、彼らの基本理念、すなわち自分たちの土地を自らの手で開発するのだ、そしてそれは『坂田百年の計』なのだという信念はいささかも動じなかった。動じるどころか、計画が変更されるたびに組合員の構想は拡大するばかり。いわば受け身から攻めの開発方式に果敢にも挑戦していったのである。長い間、海の幸、山の幸に恵まれて生活してきた坂田の住民たちが気がついたときには、まるで夢のような構想を作りあげていた。しかも数々の隘路にぶつかりながら、転びながらそれを打開し、構想実現のために一步一步着実な仕事を展開してきたのだ。

そうした過去のひとコマひとコマがいま坂井五郎の脳裏を走馬灯のように去来する。

「漁業協同組合もそうだったが、坂田の住民というのは進取の気性に富んでいるのでしようね。自分たちの置かれた立場を理解し納得した上でやるとトコトンやる。まとめりもいい。それでなければこれだけの大仕事を短期間にとてもやり遂げられなかった。とりわけまったくの素人であるわれわれが、まったく新しい『坂田開発方式』なる都市開発を自らの手でやってしまった。これは誰に向かってても誇れるものですよ」と語る。

十二年の歳月は長いようで短い。とくにここ坂田住民にすれば、あわただしく過ぎたこの十二年の変遷はあたかも嵐のような月日だったといっている。

## 渦中に入った坂田

八幡製鉄（現在、新日本製鉄）と千葉県当局が木更津、君津を目標に、津波のように

接近してきたのは昭和三十五年のことである。「この一帯の海岸を埋め立てて一大工業地帯を建設し、県民の生活を飛躍的に向上させたい」という大義名分をかかげての進出だった。翌三十六年の八月、君津漁業協同組合がその要望を受け入れ漁業権を放棄した時点から、君津町当局は、それまでの農林漁業を中心とした町づくりから一転して「田園工業都市」建設へと、従来の目標を転換せざるを得なくなった。日本はまさに日進月歩の高度経済成長時代に突入し、君津町は文字通りその大きな渦の中に巻き込まれた形になった。当時の君津町長は鈴木菊治郎であった。彼はこの現実を君津町における画期的新段階にとらえ、躊躇することなく産業基盤整備と都市計画を打ち出したのである。三十七年九月には都市計画区域を決定し、三十九年十二月には都市化のための用途地域が決められ、明けて四十年一月にはその第一歩である都市計画街路が指定された。

君津町の中心地である坂田地区がこの町当局の動きにスッポリと包み込まれないはずがなかった。三十九年には八幡製鉄(当時)八重原社宅の建設も始まり、社宅と工場を結ぶ計画街路の要路に当たる坂田に具体的アプローチをする時期が到来していた。四十年九月、町長は鈴木俊一に替わった。

四十二年五月十五日、花の井にある坂田公会堂(現坂田青年館)に鈴木俊一町長、荒井都市計画課長が出席し、坂田住民の前ではじめて町当局の説明を行なった。町のおかれている現状、都市化への脱皮、都市計画の決定事項などから話は進み、具体的には、まず都市計画街路の敷設へと移ったのである。その用地買収をどうするか。町長の説明によれば、都市計画街路を造るのに買収方式では町も地元も損が多く、得ることが少ないということであった。すなわち道路用地のみ買収して計画街路を造れば、街路付の地



君津町長 鈴木菊治郎

主だけが得をし、奥地の地主にはメリットが少ない。また町としても土地買収費用がかさみ、その財政の裏付けに苦勞する。区画整理事業により宅地、街路を整然と造れば土地の利用価値、経済価値は大いにあがり、町も地権者も双方得をするといった趣旨の話であった。後年、固定資産税、都市計画税のことでトラブルが起こるようなことは何の説明もなく、予想もされなかった。

いずれにしても坂田の人々は自分たちの置かれている立場にただただ顔を見合わせるばかりであった。坂田を襲った二度目の「激震」だったのである。

いうまでもなく一度目はその二年前の漁業権の放棄である。これによって坂田は海を失くした。そしていま問題は田圃へと移っている。山林だって危い。いかに進取の気性に富んでいるとはいえ、一度や二度の説明で納得できる問題とは事が違っていった。ただ漁業権を放棄した住民の間には、半農半漁だったからこそ坂田は比較的豊かであったが、海を失ったいま、田畑だけで経済をささえるという片肺飛行ではどうにもならぬ、という考えは潜んでいた。それを見越した漁業組合長の秋元聰や水越曠らは、漁業権を放棄した時点で職業訓練所の誘致をも手がけている。職業訓練所の誘致については木更津も非常に関心が強かったので、木更津と君津の誘致運動が激しく展開されたりもした。結局、君津の熱意が決め手となり、それも坂田丘陵の一角に決まった。現在の「君津総合高等職業訓練校」がそれであり、ここで訓練を受けて陸上の仕事へと移っていった近隣農漁民の子弟の数は相当なものとなった。

ともあれ、いまは田畑をどうするかである。すでに町当局では都市計画に基づき、坂田を住居地域に指定し、都市計画街路（坂田九十九坊線巾員一八メートル、坂田中野線



君津市土地計画課長 荒井嘉男



君津町長 鈴木俊一

巾員一八メートル、君津駅坂田線巾員三六メートル、大和田―伽藍線巾員二〇メートル）の方針を決定している。さらにまた「君津地区広域都市計画策定調査」と題して地域開発、工業開発、交通部門計画、土地利用計画、街路整備計画、レクリエーションおよび環境保全計画を内容とするパイロットプランを提出して、坂田自身のマスタープランの醸成をうながしたのである。

坂田の住民は何がどうなっているのか理解ができなかった。「決定しているのならば街路用地だけでもとり合えず売却しよう」などのん気だった。それならまだいい方で「田畑をとられたら生きていけない。そんな話を聴く耳など持っていない」という者が大多数だった。

五月十五日、町長（鈴木俊二）の説明会のあと早速班長会議が開かれた。坂田は海岸寄りから一班、二班、三班……と一班あり、班長は多い班で一四、五名、少ない班で五、六名の班員を代表していた。いずれにしても班員一人一人に理解してもらわないことにはどうにもならない。班長会議の結果、とにかく都市計画事業について各班ごとに話を聞いてみようと思ったのが四十二年五月十九日の金曜日。なか二日おいて翌週の月曜日から早速住民との対話が始まったのである。

まず第一班からの説明会。町役場からは数日前に町長に同行してきた荒井都市計画課長と守係長が説明役として出向き、会場にあてられた班長宅で夜の七時ごろから説明、質疑、応答が実施された。連日連夜続けられ、十一班が終わったのは七月三日。住民はようやく事の重大さを自覚しはじめた。その間の六月十七日には町当局主催で坂田の人達による区画整理事業先進地視察が行なわれ、いよいよ坂田にも区画整理事業について

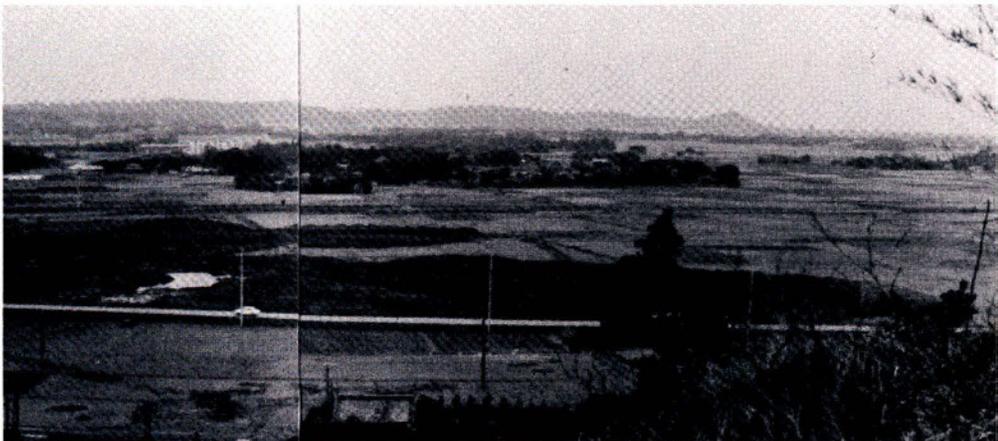
の関心が高まってきた。これとは別に坂田の埋め立て地に「し尿処理場」建設の話も出てきていたので、当時の区長（いまの自治会長）・初津新蔵はとりわけ大忙しであった。

土地区画整理事業は「公共団体施行」のもの、「組合施行」のもの、「公団施行」のものと三つに大別される。三つの中では「組合施行」の方式が一番経費、時間のロスが少ないようで、坂田もこの線に沿うこととなった。各班から二人ずつ発起人を選出し、とり合えず八月十四日には発起人代表に水越曠、副代表に平野秋蔵、坂井俊雄が選ばれ、「坂田土地区画整理組合」は暗中模索のまま船出することになったのである。その後も発起人たちは、組合結成の意義、事業の規模、予定、さらに地権者の利益などの骨子について町担当課と協議を重ねたのである。地権者の利益とは、既存の道路を利用した自然発生的な開発でなく、区画整理事業を進めることにより、すべての土地が街路付となり有効に活用されるということ、そして土地利用が促進されれば、なかなか見通しのつかない坂田の人々によい転業の機会が与えられるだろうという利益である。

一方で発起人たちはなおも反復連打の説明会を地権者に対して催さなければならなかった。やがて四十三年五月二十日、発起人たちはようやく土地区画整理事業同意書の原稿作成にとりかかることができた。その配布回収にまた彼らは忙しい日々を過ごしたが、町当局も坂田の人々の真摯な態度に好感を抱いた。当時の担当者はこう語っている。

「坂田地区の人達は半農半漁という変則的な生活形態をとっていたのですが、なによりも長年、海苔養殖という仕事に従事していたためもあり、変化に対し敏感で実践力のある人格がつくられていたように思います。」

そういう間にも、小糸川沿岸の人見地区では、都市計画街路を含む団体営圃場整備事



業を実施し、農業経営の合理化を図った。この事業は近い将来を見越した土地区画整理事業の色彩の濃いものであった。また、それに呼応するように四十三年十二月には隣の大和田地区では水田耕作方式で区画整理事業のブルドーザーがエンジンの音を轟ろかせ始めた。変化に対して敏感といえども、発起人が同意書の回収を終え、県当局に坂田の状況を説明に出向けることができたのは五カ月後の四十四年一月二十日にもなっていた。水越曠、平野秋蔵、坂井俊雄の発起人正副代表三人に坂井五郎が加わり、町側からは長嶋助役、広部都市計画課長が同行した。この年、君津町は区画整理による都市計画を強力に推進するために、おなじ千葉県下の先発組である松戸市から数人の職員を招き入れた。四月には設立総会の打合せがあったが、松戸から来た専門職員の助言もあり、いずれ宅地化されるならば、水田面積をできるだけ少なくした方が将来的に有利だという意見が強く出てきた。

早速その線に沿って発起人たちは動き出し、八月以降毎日のように「盛土計画のアンケート」の配布回収、盛土面積、盛土量の算出などに大わらわの状態だった。かくするうちに九月中旬、待望の事業認可があり、十月一日「坂田土地区画整理組合」は正式に設立されたのであった。

## 濃霧のなかの計画

理事長には坂井五郎が選出された。しかし、理事長はもちろん理事、監事などの役員、評価員、総代、誰をとってみてもズブの素人である。当初の事業計画書も、とりあえずの



盛り土工事の始まった坂田地区の田畑(昭和45年3月)

標準規格で、坂田の独自性などはまったくない。その内容の要点をひろえば次のようであった。

- 一、施行区域……南は国鉄内房線、東は久保地区県道、西は大和田土地区画整理事業区域、北は町道を地区堺として総面積およそ六〇ヘクタール。
- 二、目的……都市計画街路など主要な公共施設用地を確保すること。そして排水等の施設も新設整備して、機能的な住宅用地を造成すること。
- 三、区画道路の主なものを用員八メートルないし一二メートルとし、一般区画街路巾員は六メートルにする。他に公園三カ所を配置する。
- 四、減歩率は公共減歩率一五・四七七%、保留地を含めた合算減歩率二四・八%とする。総事業費は五億六〇一七万円であった。

まさに標準規格の事業計画ができあがったのである。しかもそれは依然、一部田畑を残存させるという前提の事業計画であり、既存の区画整理方式から一步も出ないものであった。

無理もない。その時点で彼らの展望には濃霧がかかっていた。奇抜な区画整理をして見当はずれでもしたら、それこそ大失態である。ここは坂田がどんな環境になるのか見きわめながら徐々に事業をすすめた方が無難である、というのが組合役員はじめ大方の考えであった。

四十四年十一月の総代会においてそれは確認され、年が明けた四十五年一月早々には造成工事に着手という第一幕第一場面を迎えたのである。

しかし、よくよく考えてみると、立派な街路ができ、上下水道も完備し、優良な住宅

■設立時の事業計画概要(原指令第二〇二〇号)

昭和四十四年九月十二日認可

総面積	五九三七八六・〇平方メートル
公共減歩地積	七九〇五二・九〇平方メートル
保留地面積	四七六・七〇〇平方メートル
公共減歩率	一五・四七七%
公共保留地合算減歩率	二四・八〇〇%
総事業費	五六〇一七〇千円
公共施設管理者負担金	二〇五七・五千円
保留地処分金	三〇六三・九五千円
権利者数	一六六人

地が完成し、各地権者に換地が決まったとしても、その時、各地権者はいったいどうなるのだろうか。ハイエナのように群がる不動産会社や開発会社にアツという間に餌食にされるのは火を見るより明らかなように思える。そんな例は全国いたるところで起きている。そのうえ暗躍する彼らにずさんな開発でもやられたら、せつかくの区画整理事業の意義も風に舞う風せんのようになくなってしまふ。後世にとりかえしのつかない悔いを残すのが落ちである。スタートしたものの組合理事たちの頭のなかはなにかシックリかない感じであった。

ところが、そこに新たな事情が発生した。

その第一は国鉄内房線君津駅の拡張計画が急に具体化し、坂田組合に対して熱心なアプローチがあったこと。第二は八幡製鉄の二号高炉が稼動し、流入人口が急速に増えつつあったこと。さらにもう一つ大きな変化は、政府が昭和四十五年から四十八年の三年間につき、米生産調整奨励金交付を決定し、水稻作農業経営の前途を暗くしたことである。

国鉄は、八幡製鉄の君津進出の時点で複線電化と東京乗入れとそれにもなう君津駅構内の改装計画を考えていたが、坂田区画整理事業の進展をみるや、町当局をとおしてできるだけ大きな面積の「貨物ヤード」用地を取得したいと申し入れてきたのである。貨物ヤードで取り扱われるものは、八幡製鉄の資材や製品の搬入・搬出が九割方である。それは地元住民にとって必ずしも歓迎したことではない。区画整理事業としては駅前広場や学校用地や計画街路などにかなり広い面積をとり、今また貨物ヤード用地をとられたのでは残る土地はわずかばかりになってしまい、区画整理事業の意味がなくなっ



整地の進む区画整理地(昭和45年7月)

てしまう。隣りの青堀駅を貨物ヤード駅にできないかという反対意見もあった。しかし、二年前の四十三年十一月には「新君津駅建設促進同盟会」が発足しており、坂田はその強力な推進地区でもあったので、無下に断れない事情もあった。

そこで町当局と県の諒解をとり学校用地を計画から外し、国鉄要望面積を極力少なくし、貨物ヤード用地二万一九二二平方メートルを譲渡することにし、四十五年三月二十七日の総代会において議決したのである。契約金額二億八〇〇万円、当時としてもかなり安いものであった。金額に対し組合の一部に強い不満があったが、新君津駅の実現に前向きで協力してもらうということを確約、披瀝してようやく議決された。二億八〇〇万円の売却代金とその後事業資金として有効に働き、工事を順調にすすめ、一方、新君津駅建設はこの件を起爆剤として大きく前進したことも事実である。会計担当の平野與志雄、斉藤保にしてみれば、単価は満足すべきものでないと思つたが、まとまった処分金が入り、ようやく顔をほころばせたのだつた。

時代も変わってきていたが、地域社会も大きく動いていた。八幡製鉄の拡大傾向に合わせ市町村合併論が声高に唱えられ、四十五年一月二十日には隣接する久保地区の土地区画整理組合が設立され、中野、柵師、南子安、北子安地区も動き出していた。これらの地区の場合は、行政担当の指導もあり、水田を残すという考え方はなく全面盛土の造成方式に固まっていた。

それに対して坂田の場合は、四十四年秋ごろから始めていた「盛土アンケート」の集計を急いでいた。一方、造成工事は一月下旬に始まっていたし、理事は早く盛土面積の集計をし、一体どのくらい減歩を上乗せしたらできるのだろうかと焦っていた。町担当

### ■国鉄との貨物ヤード用地売買契約書

日本国有鉄道

千施用第一七一号

売買契約書

- 一、契約年月日 昭和四十五年三月三十一日
- 二、所 在 君津郡君津町大字中野及び坂田地区内の別紙図面の赤色で示す部分
- 三、土 地 (保留地)二、九三、二八七平方メートル
- 四、売買代金 金二〇八、二六七、二六五円
- 五、支払請求書受理箇所 千葉鉄道管理局施設部契約用地課
- 六、代金支払箇所 千葉鉄道管理局経理部 会計課

日本国有鉄道が房総西線君津駅貨物設備改良工事施行のため土地区画整理事業区域内の保留地である、上記の土地の売買について買主日本国有鉄道千葉鉄道管理局長 田口通夫 を甲とし、売主君津町坂田土地区画整理組合理事長 坂井五郎 を乙として、次の条項により契約を締結する。

第一条 甲は、頭書の代金を乙に支払い、乙は、頭書の土地の所有権を甲に移転するものとする。

二、頭書の土地の所有権は、乙が甲に当該土地を引き渡したときに移転する。

第二条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合のほか、この契約により生ずる債権を第三者に譲渡しないものとする。

第三条 頭書の土地は、この契約締結と同時に乙から甲に引き渡しがあつたものと

課と鳩首協議を重ね、堰下の一部を水田として残し一・五%減歩を上乗せすればできるという答が得られたのは五月初めであった。工事の方は早くすすみ、その堰下地域の竣工検査が四月十日に実施されたのである。この地域も後日盛土することになったのだが、いったんは水田耕作形式の工事が済み、それに要した費用は五〇〇万円見当であった。出発して半年、早くも減歩の上乗せという問題に当面したのであるが、ここまではまだ序の口で、坂田土地区画整理組合が本当に苦悩し、その先導者である組合理事が正念場を迎えるのは、その後のことである。

## 開発方式の検討

盛土を決定し、いよいよ坂田の人たちが先祖伝来の田畑に見切りをつける覚悟はできたものの、改めて考えてみれば、ここまでの事業計画はまったくの外部要因に動かされてきたのであった。八幡製鉄が進出してきた。町は受入れ体制を固めるため、のどかな田園に見切りをつけて都市計画を打ち出した。そして交通街路を敷いて、町の拡充策をとった。各地域がその計画の線に沿って区画整理をして宅地化を進めれば、やがてそこに工場関係者が幸せなマイホームを作るにちがいない。県や町の財政は間接的に豊かになるかもしれない。しからば田畑に見切りをつけた地元の人たちの将来は一体どうなるというのか。一時的に多額のカネは入ってくることもある。だが安易に土地を手離すことによって究極的には破綻のドロ沼に引きずり込まれるという例が過去に数多くある。そういう不幸はこれから進行する君津の区画整理事業には起こしたくない。

する。

第四条 乙は、土地区画整理法第一〇三条に定める換地処分がなされたときは、遅滞なく甲に所有権移転登記を完了するものとする。

第五条 甲と乙は、当該区画整理事業の完成に伴って生ずる精算金の受授はおこなわないものとする。

第六条 乙は、頭書の土地の引き渡しをおこなったときは、その代金の支払いを甲に請求するものとする。

二、乙は、前項の定めにより、代金の支払いを甲に請求するときは、甲の定める支払請求書により頭書の箇所にこれを提出するものとする。

第七条 乙は、頭書の土地の隠れたかし又は、そのかしによって生じた甲の損害については、その引き渡し後三年間担保の責に任ずるものとする。

第八条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとし、これによりがたいときは、法令の定めるところによる。以上の契約の証として、この証書二通を作成し、甲と乙とがおのおのの記名なつ印して、各自その一通を保有する。

昭和四五年三月三十一日

甲 日本国有鉄道

千葉鉄道管理局長

田口通 夫

乙

君津町坂田土地区画整理組合  
理事長 坂井五郎

ここまで考えが到達したとき、坂田土地区画整理事業は、自分たちの将来生活を充分考慮に入れた「自発的な計画」の開発でなければならなくなった。しかも従来の見込み収入以上のものをあげなければならない。それは坂田有識者の目覚めであった。

こう自覚したとき、それまで組合理事の頭の中にくすぶり続けていたわだかまりは、朝靄が晴れるように吹き流れていった。指導されるだけの区画整理から自分たちで進める区画整理にしよう。幸いにも説明会当初から都市計画を指導してきた町当局の荒井嘉男はこのとき建設部長になっていたが、前年松戸からきた係長の鈴木慶基ともども新しい街づくりに熱意があり、坂田の考え方に共鳴し、それ相当の構図を画いていた。

かたや坂田の人たちはまったくの素人だ。けれどもそれだけに専門家の意見もよく聞けたし、好奇の目でもって先進開発地区の実態調査にも入っていた。「坂田百年の計」のため区画整理事業をすすめるという熱意に燃えてきたのである。

四十五年四月二十三日、組合は理事、監事、評価員、総代一団となり多摩ニュータウンを視察し、湯河原観山荘に泊った。宅地開発課長・小林善重、係長・鈴木慶基、下水道課・角田和美も同行した。この視察には地域開発について「ブルドーザー」の異名をもっていた小林善重の取材にNHKが同行したため、参加者はやや興奮気味であった。

しかし彼らは多摩ニュータウンの広大な宅地開発規模をみて、改めて街づくり計画の必要性を認識したのであった。観山荘においては鈴木慶基が、まだ初歩的ではあったが、土地利用構想の必要性、構想、駐車場の一坪運動を唱え、仮換地が単なる事務的であっては意味がないと熱弁をふるい、訴えた。翌日は伊香保に泊り、帰路、太田市駅前の区画整理事業を視察した。



多摩ニュータウン視察(昭和45年4月)



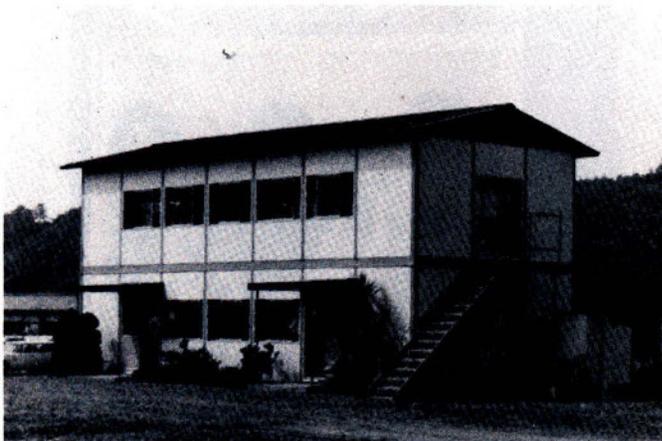
君津市宅地開発課長 小林善重

その後、六月五日に三井系の三井共同建設コンサルタント社と正式に契約し、坂田地区開発について現状分析と将来あるべき姿の原案作成を依頼した。

この当時、君津において区画整理組合が設立され始動していたのは大和田、坂田、久保の三組合であったが、協議の結果、三月十八日に連合会を結成し、小規模ながら連合会事務所も建てた。会長には坂井五郎が選ばれた。冷房装置もない狭い事務所の夏は暑くつらいものだった。その後逐次新しい組合が誕生し、連合会に加入して事務所が狭くなくなったので、市庁舎の東側に新事務所を建てた。新庁舎は空調装置を入れたので快適に仕事ができるようになり、職員たちの仕事もはかどった。

ともあれ、三井共同建設コンサルタント社に依頼していた「坂田開発方式」の原案が、資料収集と何回かの打合せの結果、素案としてまとまったのは、秋風の吹きはじめて十月であった。その内容を要約すると次のようなものであった。

君津町は昭和四十五年七月現在の人口は三万四五〇〇人であったが、九月に小糸町、上総町、清和村、小櫃村と合併し、人口は六万四〇〇〇人となり、新しい君津町が誕生した。昭和六十年には人口一〇万一二万を予想している。そういう中において坂田地区は、区画整理事業が進行中で、近い将来、新君津駅を玄関として君津の中心地となる要素がある。しかし、君津の消費購買力の大半は長いこと木更津、富津の商店街に吸引されている。これを君津に引き止め、さらに坂田地区の発展を期するためには、自然的な商業地区、住居地区の形成をまつのでなく、強力な開発計画をもってやるべきである。そのためには商業ブロックと住居ブロックの二つの確固たる開発計画をたてる必要がある。



君津市土地区画整理組合連合会事務所(設立当時)

まず商業ブロックの開発は核店舗（当初約一〇〇〇坪程度のスーパー）を拠点として行なう。商業ブロックの性格と必要条件は、レジャー的要素を持ち、気楽にショッピングできることであるが、モータリゼーションの発達を考え、必ず駐車場スペースを広くとることである。

次に住居地区の土地利用計画としては、坂田は駅に近いので、周辺地より少し地価が高い、工場に近いなどの不利の点があるが、次の点に留意すれば解決できる。

- (一) 商業ブロックに早く商店街をつくり、住民の都市的生活の要求をみたす。
- (二) 病院、幼稚園（保育園）等の公共施設を積極的に誘致し、住民が安心して生活できる条件をつくる。

(三) 新日鉄の工場に近いので、会社の従業員用住宅として貸家をつくり、当面住居地域の開発をすすめる。

右のような基本的な開発計画案を実施するための土地利用体制として「坂田土地管理組合」をつくり、土地利用の管理、指導、運営に当たるのが得策である。

この報告書により三井コンザルタント社の広川宗生がまず組合理事に内容説明をしたとき、組合庶務担当理事・広部広蔵は「この計画案の骨子が地権者に理解され、一〇〇パーセントといかないでも七〇パーセント程度でも実現に移れば、坂田の人たちの生活はかなり明るい安定したものになるにちがいない。はたして答はどうなるのだろうか」と、大いなる期待と少しばかりの不安を感じた。

さて、この年は少し雨が降ると排水が思うにまかせず、役員は頭を痛めた。まだ中野地区は区画整理事業が始まらず水田耕作していたが、坂田はどんどん埋立するので、少



連合会事務所職員

(上列)  
松田 瞳  
小川悦江  
小川千恵子  
(下列)  
安藤洋子  
菅谷孝子  
多田一子



渡辺さよ子

し雨が降ると中野地区は冠水した。五月二十日、六月十六日の夜来の雨に続き七月一日には集中豪雨があり、坂田区画整理地区内外二〇軒が浸水し、九月十六日の大雨では九軒が浸水した。十一月二十日も大雨があり、そのつど理事は現地を右往左往した。理事長の坂井五郎は十一月十日から宅地開発視察にアメリカ西海岸へ行き十九日夜半帰ったが、ちょうど大雨となり、ほとんど休むことなく他の理事と浸水現地巡回に出た。

区画整理前でも大雨が降ると沖田、鰯原地区（現在の西坂田一丁目、二丁目）は冠水し、小糸川に水が退くまで調整池のような役目をしてきた。それが一面盛土したのだから排水ができず浸水家屋被害が発生したのである。理事とりわけ工事担当の安藤武男、高橋正司は大雨のたびに町当局の宅地開発課の増子寿雄や村山義之とその苦情処理に大わらわであった。

君津、上総、小糸、小櫃、清和の三町二村の合併協議会も終盤に近づいており、新聞の地方版などもこの実情をにぎやかに報じていたが、坂田の役員たちは区画整理のことで頭がいっぱいだ。彼らにとっては明けても暮れても「開発方式」をどうするかであった。理事会ではこの方式で行こうと決定してはいたものの、それからが大変だった。

## 雨降って地かたまる

たしかにこの「坂田開発方式」は文章にすれば、理論的に整然としているが、現実問題となると並み大抵のことで納得できるものでない。これを実行するためには「土地管理組合」または「土地管理会社」をつくり、換地された土地の利用はすべてこの法人が



大和田-伽藍線工事(昭和46年)

管理する体制をとる。そのためには、地権者は自分に換地された土地の利用は特別の事情がないかぎり自分勝手に処理できず、すべて土地管理組合(会社)に委任するということになる。法人は利用を委任された土地から入る収益を地権者に配分する。要するに、地権者の土地の利用の窓口を土地管理組合一本にするというものである。このような理論が従来他の地方にまったくなかったわけではないが、坂田にとってはまさに大飛躍した理論であった。言うまでもなく、地権者は換地された自分の土地は自分勝手に利用や処分をしたいものだ。ただ自分の土地を活用できるような知識やテナントが問題だ。そんな不安があるので管理組合にまかせた方がいいような気もする。しかし、そうすれば自分勝手にはならない。また、もし管理組合がその運用を誤ったとき、委任した自分の土地は一体どうなってしまうのかという不安もある。提案する側の理事長・坂井五郎をはじめ組合理事たちの苦悩は尽きなかった。

だが何か前進的な土地利用の提案をし、新しい街づくりと地権者の利益を考えなければなるまい、ということは組合理事たちの一致した意見であった。地権者に納得させることは多少困難かと思われたが、とにかく説明会を開くこととなった。

昭和三十五年十一月四日、地権者を集めて最初の説明会を開催

昭和三十五年十一月十五日、役員会

昭和三十五年十一月二十六日、役員会

役員会の結果、十一月三十日から十二月五日にわたり班別に開発計画の説明討論会が催された。その結果、地権者の反応をみるため十二月十六日アンケート用紙を配布し、



君津高校用地整地作業(昭和46年)

十二月二十二日回収をした。アンケートの結果を参考に翌年の昭和四十六年一月八日から十四日にかけて第二回の開発計画説明討論会を班別に実施した。

そして四十六年一月十九日、総代会を招集してようやく開発保留地二万一八六〇平方メートル(当初案四万平方メートル)の確保が決議された。そのため減歩率は二六・三%から三〇・五%に引き上げられたのである。開発保留地の内訳は、核店舗用地約五三八〇平方メートル、公民館用地六六二〇平方メートル、レジャーセンター用地二二三〇平方メートル、公民館用地六六二〇平方メートルというものであった。

組合は早速事業変更の申請書をつくり県と協議を行ない、昭和四十六年七月四日に総会を開き、三〇・五%減歩の事業計画変更の決議をした。

ここまで答が出てきたことは、組合としてはまず大きな成果だったといえる。組合事業は順調に進展するかにみえた。しかしそこにもまた思わぬ伏兵が待ちうけていた。

前年も雨で悩まされたが、この年、四十六年もまた八月三十一日に台風二十三号があり、九月七日には台風二十五号が襲来した。浸水被害の状況は惨たんたるもので、被害者たちの不満は爆発しかねない勢いとなった。また九月には町村合併後はじめての市議会議員選挙が行なわれたので、地権者の気持ちもいささか散漫になりがちであった。

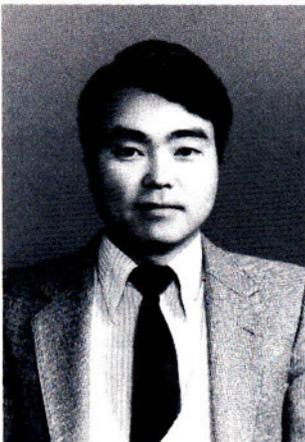
自分の土地がどこに換地され、どのくらいの減歩になるのかということとは、換地前の地権者の期待と不安の交錯した心理である。四十六年十月二十九日、長福寺において総会を開き「仮換地の発表について」を議題としたが、地権者の不安と水害の不満が重なり、議場は大荒れに紛糾したのである。この日は天候も雨であった。

「組合理事は開発開発と行って仮換地を遅延させている。早く仮換地を発表したらどう

■第二回事業計画概要(県指令第二二二九号)

昭和四十六年十月五日変更認可

総面積	六〇一、〇二〇平方メートル
公共減歩地積	九〇、八四一・三六平方メートル
保留地面積	六七、六五四・二平方メートル
公共減歩率	一七・四八%
公共保留地合算減歩率	三〇・五〇%
総事業費	一〇五四、〇〇〇千円
公共施設管理者負担金	七五、〇五〇千円
うち 都市計画用地	五三五、〇五〇千円
下水道負担金	一八〇、〇〇〇千円
保留地処分金	二八九、六七〇千円
権利者数	一六八人



君津市職員 鈴木慶基

か。開発のことはその後でよいではないか」という不満。「坂田開発方式」によると開発のためには原位置換地が困難になる場所が相当できる。組合発足当時は原位置換地ということを強調して出発したが、その後換地される宅地の高度利用を考え一般保留地のほかに開発保留地をつくり、それも駅前広場の周辺に集中させたので、組合事業地域は全般にわたり原位置換地が不可能になったのである。組合としては、そのへんの事情を納得させてから仮換地の発表をしたかった。

組合員の一部は顔色を変えた。「初めの約束と大分違うじゃないか」「本当に開発保留地なんか必要なのか」「原位置換地かその付近でなければ承知できない」——まさに「坂田丸」は暗礁に乗りあげてしまった。そればかりか、根回しのため献身的に奔走していた組合理事に対しあらぬ噂も飛び出した。管理組合をつくって彼らはその役員になるらしい、といった類のもの。組合理事たちは情なかつた。会議のつど議長となる井祐稔もつらかつた。何としてでも納得してもらわなければならないので、十一月二十三日、君津農協で再度総会を開いたが、この日も会議は荒れ、議題は継続審議となり、裁決されなかつた。理事会はいよいよ困難の極に立たされた。

しかし「三度目の正直」という言葉もある。十二月十二日に農協で総会を開き、同じ議題を出した。議長に安藤正がなり議事をすすめ、賛成・反対の裁決をしたところ、反対多数で理事会の主張は実質否決の様相となった。議題は「仮換地の発表について」であったが、「開発保留地の可否」にすり替わった。事実上の理事会不信任である。四十五年十一月の開発保留地説明会以来一つ一つ積み重ねてきた会議もここに至ってもうどうしようもない事態に立ち至った。



進む区画整理事業(昭和46年2月)

理事はこの総会の翌日（四十六年十二月十三日）、全員監事あてに辞表を提出した。この四十六年の暮、四十七年の正月は理事たちは忘年会も新年会もなく、無念の情をかかえながらひっそりと過ごしていた。事態を重くみた監事・水越曠、牧野小一郎、鈴木郁次郎と自治会長・井祐稔たちの苦悩もまた同じであった。その打開のため彼らは連日連夜、収拾斡旋に当たり、ようやく四十七年一月中旬、理事の辞表撤回となった。十有余年の坂田区画整理事業の中で最大の山場であり、苦しく辛い年末年始であった。

君津市は四十六年に「市」に昇格していた。都市計画ムードはいよいよ高まり、四十六年九月南子安に、十一月奎師に、四十七年三月北子安に区画整理組合が発足した。

宅地開発課係長・鈴木慶基は坂田の理事と一緒に開発保留地の必要性を強調し、声を大にして説得に当たった。事態が紛糾しているとき、彼のような立場の人の確信に満ちた発言は意外に説得力がある。監事の斡旋もあり反対した組合員も納得するものが次々と出、それが大勢を占めるようになってきた。四十七年一月二十一日、総代会が監事により招集され、理事の復帰声明があった。

## 坂田開発方式の誕生

そして二月二十日の総会には開発保留地の必要性を確認し、難航を続けた「坂田丸」はあらためて再出発となった。四十六年秋から四十七年春にかけて組合は総会問題と水害問題に揺れ動いていたが、ここに「坂田開発方式」は名実ともに日の目をみるようになったのである。



進む区画整理事工(昭和48年3月)

誕生した後の問題はそれをいかに有効に育てあげるかということである。そのため四十七年三月十二日には、総代会を開いて、理事、監事、総代および地権者のなかから一五名の「開発促進委員」を選出し、坂井俊雄がその代表となり、開発保留地の今後の扱い方を検討するという体制をとった。

市当局に対する用途地域の変更手続きもとらなければならない。坂田が都市開発の用途地域に決められた昭和三十九年の時点では、一面に水田として耕作されていたこともあって商業地域など考えられていなかった。しかし、四十七年現在の「坂田開発方式」には商業地域は絶対必要であり、それも大規模となる。土地区画整理組合は、そのための資料を添えて、四月二十日付で関係当局と市当局に変更願いを提出した。

何度目かの会議を重ねた開発促進委員会から答申が出たのは八月二十四日のことで、九月一日の総会でついに次のような確認を見たのであった。

一、開発保留地は組合保留地として、目的に沿って処分し、地権者に休耕補償、生活補償、間接補償の形で還元する。

二、紛糾した土地管理組合については、定款の変更の困難と、全員の同意がどうしてもできないので断念する。

このように当初の構想は大きく軌道修正となったものの、これによって厚い雲におおわれていた坂田も一気に明るくなってきた。

坂田の開発を理解させるため「ニュータウン坂田」というパンフレットと「君津町坂田地区の現状と将来」という展望書をつくり、地権者ならびに一般に配布宣伝した。

開発保留地に最初にアプローチしてきたのは西友ストアである。核店舗としての知名

■開発促進委員メンバー

安藤義雄	安藤 正	菊込喜八
色部晋司	有野雅二	坂井清治
水越 曠	石井由雄	高橋正司
高橋喜作	小松正造	磯貝誠次
茂田正博	坂井五郎	坂井俊雄

度も高く、組合としては最初のことでもあり歓迎して処分しその出店に期待をかけた。一般保留地の処分は昭和四十七年十月十八日入札方式で初めて処分した。また昭和四十八年の第一次石油危機前のことでもあり、日本中が不動産ブームに沸いていたので、かつて組合が不安をもっていたことが嘘のように容易に処分ができた。その後、一般保留地、開発保留地とも次々順調に処分がすすめられた。レジャー用地には一時、ホテル計画やボーリング場計画が業者から図面を添えて提出されたことがあったが、条件が煮詰まらず契約には至らなかった。

この頃はスポーツとして、ボウリングが流行し、むしろ過熱した時代であり、今思うと昔日の感がある。坂田の保留地処分ならびに工事は順調に進んでいたが、四十八年末に起こった石油ショックは日本経済を大きくゆさぶり、土地区画整理事業も大いに打撃を受けた。坂田の場合、ほとんど影響はなかったものの、君津市の他の組合は一樣に大きな影響を受けた。なかでも工事費の大幅アップが資金計画を狂わせ、金融機関は警戒してそれらの組合への融資に歯止めをかけた。そんな事情があり、四十九年三月国会を訪問し、地元選出水田三喜雄、浜田幸一、金瀬俊雄三代議士に君津の区画整理事業の窮状を訴え請願したことがあった。

そんななかにあつて君津市の開発に意欲を燃やしていた区画整理担当の鈴木慶基は、坂田の組合で駐車場、公民館用地が策定された時点で「創設換地」という提案を考えていた。

駐車場、公民館用地を土地区画整理法第九十五条第三項の規定する「創設換地」とし清算金を支払うというものである。この場合、課税の対象から除外される。しかし、鈴



市営駐車場

木の考え方は理事会どまりで、地権者に公表されず終わってしまった。創設換地を設定するには市と充分協議し、市営駐車場、あるいは公民館用地として決定されなければならない。さらに事業計画の変更をするため総会を開き地権者全員の同意を得る必要がある。それだけでなくすでに事業計画の変更を二度もしているし、換地計算の修正もしなければならぬ。あれこれ検討しているうちに月日も経過し、創設換地は「幻の換地計画」となった。しかし、市営駐車場だけは議会内外で物議をかもしたものの、昭和五十二年十二月には決定にこぎつけ、ついに実現したのである。

造成工事の方は順調に進んでいた。全地域を三分して次の三社に請負させた。

第一工区 勝村建設株式会社

第二工区 日本国土開発株式会社

第三工区 新日本土木株式会社

第一工区は現在の大和田社宅と周西中学校の間の土砂を、第二工区は大和田小、周西小、坂田小の建っている下の土砂を、第三工区は大関谷の近くの三枚畑の土砂をそれぞれ採取、盛土造成した。道路舗装については、全地域を二分して東亜道路工業株式会社と日新舗道建設株式会社が請負い、四十九年三月には造成工事も舗装工事もほぼ完成を見た。ここに起工してより満五年有余で上下水道完備、全面道路舗装、そのうえ、都市ガスの埋設された優良住宅地ができたのである。

公共管理者負担金は当初計画では二億五七〇〇〇円を見込んでいたが、計画変更があり数年度にわたり市と協議を重ね、最終的に一〇億四一九一万円にまとまり、昭和四十八年一月十八日、協定書を交換した。

■第五回事業計画概要(原指令第二六二号の六)

昭和五十五年五月十三日変更認可

総面積

六〇一、〇二〇平方メートル

公共減歩地積

九〇、六四九・三六平方メートル

保留地面積

六七、八四六・二平方メートル

公共減歩率

一七・四四四%

公共保留地合算減歩率

三〇・五〇〇%

総事業費

三八〇〇、〇〇〇千円

公共施設管理者負担金

九〇、五七七千円

うち 都市計画道路

六八三、九九八千円

下水道負担金

二二六、五七九千円

保留地処分金

二五四三、〇〇〇千円

権利者数

四四八人

協 定 書

君津市長鈴木俊一（以下「甲」という。）と君津市坂田土地区画整理組合理事長坂井五郎（以下「乙」という。）は、君津市土地区画整理組合助成要綱に基づき、道路その他の公共施設整備に必要な用地（以下「公共用地」という。）を坂田土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）によって取得することについて、次のとおり協定する。

第一条 甲は、乙の施行する土地区画整理事業に対し、管理者負担金等（以下「管理者負担金」という。）として金一、〇四一、九一〇千円を負担するものとする（別紙負担金調書のとおり）。

第二条 甲が負担金を支払う期間は昭和四十八年度から昭和五十六年度までの九カ年とし、分割払いとする。

二 前項における年度毎の管理者負担金の額は、次のとおりとする（別表のとおり）。

三 前項に規定する負担金の額は、昭和四十八年度より支払い完了まで管理者負担金残額に対し実質金利に相当する額を負担金の額に加えた額を負担金として乙に對して負担する。

第三条 甲は、前条第一項の規定にかかわらず財政事情により支払い期間内において管理者負担金を繰り上げ、または繰り下げて支払うことができるものとする。

第四条 甲が当該公共施設の用に供すべき土地を換地処分公告の日以前に使用し

ようとする場合には、甲・乙協議するものとする。

二 前項の場合において、乙はすみやかに甲が使用することができるよう措置するものとする。

三 甲が第一項の規定により当該公共施設の用に供すべき土地の使用を開始した後において、甲の責に基つかない事由によりその土地の使用を妨げられるに至ったときは、乙の責任において解決するものとする。

ただし、天災その他の不可抗力によるときは甲・乙協議して解決するものとする。

第五条 乙は、区画整理事業の換地処分後前条第一項に規定する土地を君津市に帰属させるため必要な措置をとるものとする。

第六条 甲は、第一条に規定する管理者負担金調書の内容の変更があつた場合において、甲・乙協議して精算を行なうものとする。

第七条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容について疑義を生じたときは、そのつど甲・乙協議して決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各一通を保有する。

昭和四十八年一月一八日

甲 君津市長 鈴木俊一

乙 君津市坂田土地区画整理組合

理事長 坂井五郎

管理者負担金支出計画表

坂田土地区画整理組合

年度	負担金残額	負担金	利子	計
	千円	千円	千円	千円
48	1,041,910	73,621	80,695	154,316
49	968,289	128,282	84,260	212,542
50	840,007	48,361	88,442	136,803
51	791,646	141,984	83,123	225,107
52	649,662	123,785	68,215	192,000
53	525,877	136,783	55,217	192,000
54	383,094	151,145	40,855	192,000
55	237,949	167,015	24,985	192,000
56	70,934	70,934	7,448	78,382
合計		1,041,910	533,240	1,575,150

管理者負担金調書

坂田土地区画整理組合

	種別	数量	単価	金額
				千円
1	都市計画街路用地	56,616 m <sup>2</sup>	10,700 円	605,791
2	交通広場用地	7,333 m <sup>2</sup>	15,300	112,195
3	都市計画街路盛土立替	40,542 m <sup>2</sup> 63,304 m <sup>2</sup>	531 361	21,528 22,853
4	下水道負担金	2,364 m		194,457
5	6 mを越える道路用地	5,794 m <sup>2</sup>	9,300	53,884
6	国鉄用地助成	20,000 m <sup>2</sup>	1,500	30,000
7	事務費助成	60.10 ha	2/ m <sup>2</sup>	1,202
	合計			1,041,910

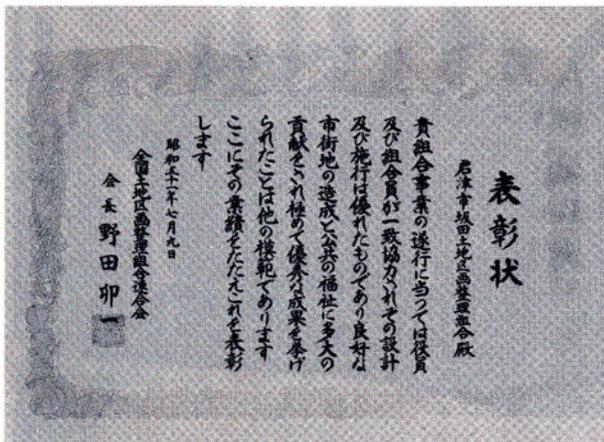
四十八年十月、まだ建築物もまばらな坂田、中野にわたり君津橋上駅が開設し、五十一年四月にはイトーヨーカ堂が早々にオープンし、徐々に君津駅坂田口は活況を呈し始めた。そして坂田の開発に疑問をもっていた市内外の人々の注目を浴びることとなった。この細密な換地事務を請負い完成させたのは財団法人福岡土地区画整理協会である。

\* \* \*

昭和五十四年半ば、われわれの坂田土地区画整理事業は、ほとんど完了に近づいた。開発は巨大であった。組合員のなかから「この大事業を忘れてはならない」という声がわき起こり、われわれはいくつかの記念事業を考案した。この『坂田郷土誌』もそのひとつであったが、一方において『記念碑』の建立に多くの期待が寄せられた。この土地区画整理事業の完了を記念して、永遠に残るものを遺そうと考えたのである。

計画が具体化したのは昭和五十四年のなかごろで、君津市役所のアドバイスを得て、日本でも指折りの彫刻家・石井滋氏に坂田の人々を象徴するような作品の製作を依頼した。そして昭和五十六年四月七日、『記念碑』が完成、君津駅前広場に設置され、多くの人々の前で除幕したのであった。

記念像のテーマは「夕映えに立つ」。約三メートルの台座の上に二・二四メートルの青年が逞ましい姿で前方を見つめている。坂田の人々はみな働き者たちばかりである。その気質を象徴するように、記念像の青年は、一日の仕事を終え、すがすがしい表情で家路につこうとしているのであった。碑文はきわめて簡潔である。



全国土地区画整理組合連合会からの表彰状

## 碑文

臨海工業化の波が、昭和三十年代後半君津にも打ちよせ、漁民は海を放棄した。当組合は、その後の地域開発と、住みよい町づくりを推進するため権利者百六十六名の総意をもって、昭和四十四年十月、土地区画整理組合を設立した。

事業は将来を展望した開発計画と合わせて工事をすすめ、街路、公園、駅前広場、上下水道、都市ガス等の公共公益施設を整備した。総面積約六十ヘクタール、総事業費約三十億円余、工事施行前その七十パーセントが水田、八パーセントが畑であった。途中幾度か困難に遭遇したが、理事、監事、評価員、総代、組合員夫々協力し合い、めでたく事業の完成をみるに至った。

ここに「夕映えに立つ」像を建て、組合事業の完成を記念する。

昭和五十六年四月七日

坂田土地区画整理組合

## 君津台住宅地

君津駅の橋の窓から北方を眺めると、すぐ目の前丘陵地に君津台住宅地が見える。かつて地元の住民が燃料とした薪の採取地であり、屋根葺の茅の生産地であった。新関谷、



坂田土地区画整理組合記念碑除幕式(昭和54年4月7日)

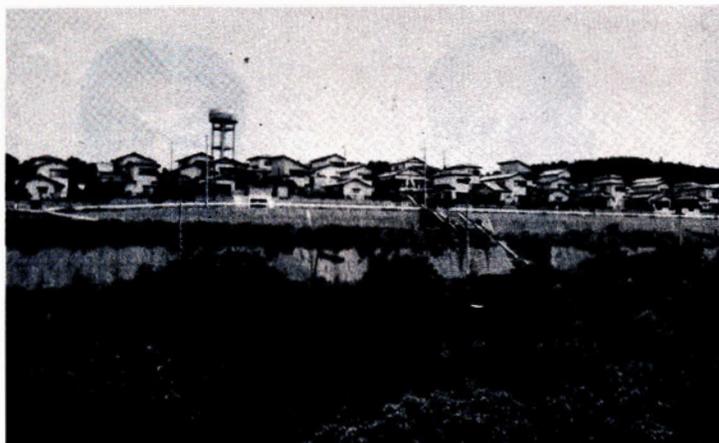
大関谷の二つの堰は何百年の間、坂田の田畑に灌漑用水を供給し、時には父や子が堤で釣糸を垂れての休息の地ともなった。

昭和四十四、五年頃、この緑豊かな丘陵地帯が新日本土木株式会社、総武都市開発株式会社の所有地となり、宅地開発工事が進められた。この計画は総面積三五ヘクタール、宅地区画数八〇〇であるが、その第一期分は一九ヘクタール、宅地区画数三五〇となっている。第一期分は昭和五十年初には工事が終わり、同年春より日本開発株式会社（本社、東京日本橋）により宅地分譲または建売分譲が開始された。第一期分は小字名でいうと、仲町、鳥巢懸山、霞池山、東柳ヶ作、西柳ヶ作、三ノ輪作に該当するが、駅に近く、眺望もよい格好の地であるので順調に分譲処分されてきている。

ここで、昔からの坂田の人達が心配したのは二つの堰の存在であった。というのは、この堰を払下げて埋立て利用したら、とか、学校用地にしたらといった類の話が流れたので、金銭に替え難い愛着をもつ住民にすれば気持が落ち着かなかった。宅地開発で堰が枯渇するのではないかと心配し、新日本土木株式会社に井戸を掘らせ、万一の場合の用意とした。また、堰を中心とした緑が失われないよう昭和五十三年市ならびに市議会に陳情書を提出した。

君津台二期工事は近く県の認可が下り、工事中も間近の様相である。

なお、君津台地区は、坂田自治会とは別の自治会を組織中であるが、同じ坂田地内であり、将来は一体として協調することが望まれる。



君津台住宅地

## 人事往来

坂田の開発方式を策定した三井共同建設コンサルタント社のリーダー東海大学工学博士前田慶之助は第二十六回土木学会で、坂田の開発方式を発表紹介した。この頃から坂田土地区画整理事業は内外に知られるようになり、視察にくる団体が多くなった。昭和五十一年七月には全国土地区画整理組合連合会総会において表彰をうけた。

しかし、事業は人である。いくらいい図面を作っても、いい方法を考えても、それを実行するのは人である。その点、坂田は人に恵まれたといえよう。組合は地権者を基盤とし、総代、理事、監事、評価員で構成され運営されている。ここではそのすべての人について紹介はできないが、事業推進の中枢となった何人かについて触れてみたい。副理事長・坂井俊雄は、坂田の発展に若い情熱を燃やし、昭和四十六年市会議員になり、区画整理事業では理事長を補佐するとともに、教育面にも人一倍力を注いでいた。惜しくも昭和五十四年十月、視察旅行の途次不帰の客となった。享年五十二歳。「賢徳院浄業俊英居士」

坂田区画整理事業の区域内には字名が中野に所属する土地が相当面積ある。鈴木郁次郎はその中野を代表する監事であった。かつて町収人役を勤めたこともあり、坂田を代表する監事・水越曠、牧野小一郎とともに理事会のお目付役ともなり、よくバックアップしてきた。五十一年十二月他界。享年八十一歳。「照徳院寿光徹通居士」

監事の水越曠はかつて教職生活をしていたが、家郷のことを思い惜しまれて定年前に小学校長を退職し、その後町会議員をしたこともあった。監事として、組合が一時紛糾



理事 廣部廣蔵



理事 齊藤 保



副理事長 平野興志雄

したとき、他の二人の監事とともに、その收拾に奔走した。坂田の「大人たいじん」のような人だった。五十三年九月に六十八歳で他界した。「曠くわう穎院教風頭てう圓居士」

牧野小一郎は、茨城県生まれの元海軍兵曹長。鈴木郁次郎、水越曠が相次いで他界したとき大きなショックを受けたが、後任監事に坂井清治、鈴木恒雄が決まった後は両人と協力して組合監査に当たっている。

岡崎孫一。彼は中野を代表する理事である。組合事業の見通しが定まった時点で懇請され、昭和五十一年度は中野の自治会長。

錦織彰。温厚誠実な理事。岡崎孫一と同じように懇請され昭和五十三年度の坂田の自治会長となった。

廣部廣蔵。庶務担当常勤理事。組合諸事の窓口となり、組合事業全般の連絡調整に当たった。故人となった坂井俊雄の義兄であり、理事長・坂井五郎、監事・鈴木恒雄とは小学校同期である。

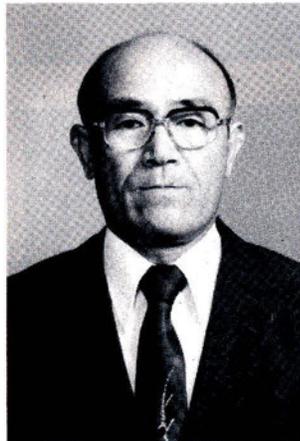
平野與志雄。当初は会計理事として、昭和五十四年十一月よりは副理事長兼会計担当としてつとめ、また一方、市会議員として昭和四十四年より市政に参画している。

斉藤保。当初からの会計理事である。昭和五十一年懇請されて君津市君津農業協同組合の組合長理事となり現在に至っている。財務通で、組合の収支安定のため平野與志雄とともに努力した。

高橋正司。中野出身の工事担当理事で、安藤武男とともに造成工事の推進に努めた。昭和四十八年六月に君津農業共済組合の組合長になった。かつて君津町消防団長を勤めたこともある。



理事 高橋正司



理事 錦織 彰



理事 安藤武男

安藤武男。昭和四十三年に坂田区長を勤めたことがある。翌四十四年組合が設立されると理事に選ばれ工事担当となった。その発想はしばしば他の理事を驚かせた。

坂井清治。もと検察畑に永く勤め、退職後、家郷の諸役を元気に消化している。水越曠亡きあと監事となり、記念誌編集に当たっては事務局長を勤めている。

鈴木恒雄。中学校長であるが、父君郁次郎亡きあと監事となった。理事長・坂井五郎とは小学校、中学校同期であり、音楽に堪能である。

鈴木慶基。昭和四十四年松戸から君津の開発のためきた区画整理担当の市係長。君津在職中結婚し、君津に骨を埋める心意気であったが、家庭の事情もあり昭和五十一年三月、ニュータウン建設のため竜ヶ崎に去った。家は安食である。

小林善重。『ブルドーザー』という異名をもっていた宅地開発課長。昭和四十四年に松戸から来町し、君津の区画整理を猛烈な勢で牽引した気風のいい人物であった。やはり君津在職中に結婚したが、昭和五十一年十二月君津を去った。

このほか、市の村山義之は坂田担当者として尽力してくれた。

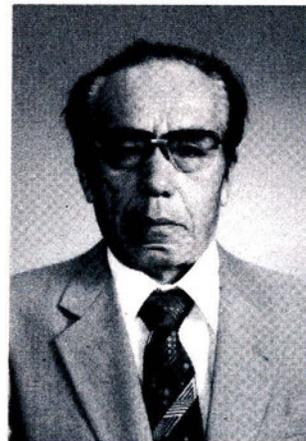
理事長の坂井五郎は質素な事務所の一室で、いまとなつては懐かしい「戦場」を思いめぐらしている。そして彼は人間の協力による可能性にあらためて驚異と喜びを感じ、自らの生涯と任務にうなずくのであった。



監事 故鈴木郁次郎



監事 故水越曠



理事 岡崎孫一

坂田土地整理組合地権者氏名

秋元 源次	安藤 重	磯貝 誠次	大森 勇	齊藤 保
秋元 國太郎	安藤 義雄 <small>外一名</small>	井祐 静	大草孫右衛門	齊藤 優
秋元 亮平	安藤栄次郎	井祐 萬吉	小幡 浅吉	齊藤 一次
秋元猪次郎	安藤 喜男	井祐 好雄	小倉 嘉助	齊藤 誠一
秋元 富雄	安藤 明男	井祐 周子	荻込 房子	坂井 俊雄
秋元 聰	安藤 栄	井祐 眞平	荻込 章	坂井 五郎
秋元 忠治	安藤 一	井祐 吉久	荻込 時治	坂井四郎治
秋元 保	安藤 萬次	井祐 稔	荻込 隼吉	坂井 清治
秋元 利平	安藤 豊作	井祐吉兵衛	坂井 宏	
秋元 徳三	安藤 史郎	榎本竹次郎	坂井伊之松	
有野 雅二	安藤 武男	榎本 徳治	坂井源次郎	
有野 常治	石井 由雄	岡崎 孫一	酒井 金蔵	
青沢 益	石井 音吉	岡崎 正雄	佐野功志郎	
安藤 正	石井 菊蔵	岡崎 栄蔵	庄司 寿	
安藤 臣	石井千太郎	岡崎 有	色部 喜八 <small>外一名</small>	
安藤喜一郎	磯貝 正雄	小川 勲	色部 千代	
安藤 悟	磯貝久太郎	小野近之助	色部 晋司	
		小松 正造		
		小松 春治		
		栗原 正二		
		栗原 秋蔵		
		栗原 治次		
		北見 浦吉		
		共栄海運 有限会社		
		金見 健次		
		荻込 きん		



監事 鈴木恒雄



監事 坂井清治



監事 牧野小一郎

高橋 熊吉	高橋 正司 外一名	関口 一美	鈴木 つね	鈴木 俊一	鈴木 康平	鈴木 武男	鈴木 誠一	鈴木 郁次郎	茂田 重郎	茂田 郁次郎	茂田 やす	色部 はる	色部 千代	色部 千蔵	色部 芳治	色部 金治	色部 積次	色部 隆夫
平野 竹治	平野 ゆき	平野 隆	平野 嘉一	平野 與吉	平野 秋蔵	初津 新蔵	長谷川 松雄	錦織 彰	錦織 春吉	長島 熊吉	中根 俊夫	中野 昭二 外一名	中野 一男	堤 史	堤 恭次	堤 恭治	谷 孝一	高橋 喜作
広部 勇	広部 くに 外一名	広部 広蔵	広部 元吉	広部 辰雄	広部 一郎	広瀬 俊雄	広瀬 皓	広瀬 弘	広瀬 うめ	広瀬 優	広瀬 潔	平野 勲	平野 二郎	平野 えい	平野 幸枝	平野 禎雄	平野 與志雄	平野 三雄
森田 鶴蔵	水越 隆彦	水越 清	水越 曠	牧野 小一郎 外一名	牧野 仲	牧野 藤太郎	牧野 増次郎	牧野 其一	本間 作蔵	保坂 勝	伏居 正夫	伏居 岩吉	広部 徳蔵	広部 トミ	広部 茂治	広部 作次郎	広部 竹治	広部 春次
														和田 肇	日本国有鉄道	国 有 地	村 中 持	山口 てつ